

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項に次の一号を加える。

四 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務		1 条例第八条第一項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管業の許可をすること。 2 条例第十二条第一項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管許可業者に対し、条例第八条第一項の許可に係る事項の変更を許可すること。 3 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管業の許可を取り消すこと。
--	--	---

附則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。